

議第41号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第13項中「附則第10項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に改める。

附則第14項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで若しくは第39項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで若しくは第36項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月7日提出

三島市長 豊岡 武士